

参考様式 1 - 1

水田機能維持・活用促進事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

以下の誓約事項をよくお読みになり、その内容に同意する場合は、「実施計画兼交付申請書」の「3 誓約事項及び個人情報の取り扱い」欄の口印にレ印を必ずご記入ください。

- 1 申請状況によっては交付単価が減額となり、交付申請額を下回る可能性があることについて異存ありません。
- 2 水田機能維持・活用促進事業費補助金に関する報告や立入検査について、県等から求められた場合には、それに応じます。
- 3 以下の場合には、補助金を全額不交付・返還することに異存ありません。
  - (1) 交付申請書において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - (2) 水田機能維持・活用促進事業費補助金交付要綱に定める交付対象要件を満たしていないことが判明した場合

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いをよくお読みになり、その内容に同意する場合は、「実施計画兼交付申請書」の「3 誓約事項及び個人情報の取り扱い」欄の口印にレ印を必ずご記入ください。

### 水田機能維持・活用促進事業費補助金の交付に係る 個人情報の取扱いについて

県、市町は、水田機能維持・活用促進事業費補助金を交付するために、本補助金の交付申請者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令等に基づき適正に管理し、補助金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、県、市町は、本補助金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る補助金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本補助金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、県が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正を行うなど交付申請書の手続が軽減されます。

事業等 (注1)	機構集積協力金交付事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、香川県農業協同組合、農業再生協議会、農地中間管理機構、香川県農業会議等